

ご存じですか？ 特別児童扶養手当・児童扶養手当について

【特別児童扶養手当】

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を家庭において監護(保護者として生活の面倒を見ていること)している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です(所得による支給制限があります)。

○手当の対象となる児童の障がいの程度

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね1～3級(内部疾患含む)程度
- ・療育手帳の判定がA・A・B程度

※この手当と児童扶養手当、障害児福祉手当との併給は可能です。

○次のような場合は、手当を受けることができません

1. 児童が障がいによる公的年金を受けることができる場合
2. 児童が児童福祉施設(保育所・通園施設・肢体不自由施設への短期母子入所を除く)に入所中の場合

○支給月額 (平成29年4月から) 1級 51,450円 2級 34,270円

○支給月 4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)

※受給資格があっても申請をしなければ支給されませんので、ご注意ください。

【児童扶養手当】

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と生計をともにしていない子どもに対し、養育される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

○手当を受けることができる方

次の①～⑨に当てはまる児童を監護しているひとり親家庭の父・母または両親に代わってその児童を養育している方(養育者)

※この場合の児童とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童です。

ただし、心身におおむね中程度以上の障がい(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい)がある場合は、20歳未満までとなります。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の重度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄(連絡がとれず児童の養育を放棄していること)している児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
- ⑦母の婚姻によらず生まれた児童
- ⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ⑨父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護命令(母または父の申し立てで発せられたものに限る)を受けた児童

○次のような場合は手当を受けることができません

1. 児童が児童福祉施設等に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められない場合
2. 請求者(受給者)が老齢福祉年金以外の公的年金を受けることができる場合
3. 児童が父または母の死亡により遺族年金等の公的年金が支給されるとき、父または母に支給される公的年金の加算対象になっている場合
4. 請求者(受給者)に婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の相手がいる場合

○支給月額(所得により支給額の制限があります)

(平成29年4月から)

全部支給 42,290円 一部支給 9,980～42,280円

○支給月 4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、12月(8月～11月分)

※児童扶養手当を受給するためには、申請(認定請求)が必要です。

※児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。該当者には、8月上旬に現況届の案内を送付しますので、8月中に提出してください(届出に必要なものは、送付する案内をご確認ください)。

申請・問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111